

寝屋川流域水害対策計画（変更）を作成しました

第1章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 流域の概要 第2節 現況施設の問題点・課題

- 寝屋川流域の約4分の3にあたる地域は、地盤が河川水面より低い低平地で、降った雨がそのまま河川に流入できず、一旦下水道によって集められ、ポンプにより河川に排水されています。この区域を内水域と呼びます。
- 急激な都市化に伴って、雨水流出量が増大し、下水道施設等の能力を超えることにより、内水域では浸水被害が頻繁に繰り返されています。
- このため、河道や地下河川の整備、下水道管渠の整備など、河川管理者と下水道管理者が共同で治水対策を進めています。
- 下水道施設の排水能力を超える短時間集中豪雨による内水浸水被害に対する備えとして、地域住民自らが避難行動を起こすことや、住宅の耐水化、各戸貯留による雨水の流出抑制など、自助による対策も必要です。



第3節 基本的な考え方

内水処理に対する基本的な考え方を以下のとおり定めます。

寝屋川流域の内水域は都市化が進展しており、河道整備だけで、内水域からの流出量を全量受け持つことは困難

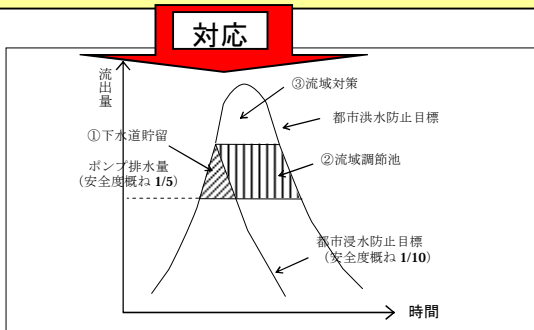
下水道管理者は・・・

概ね5年に一回程度の大雨に対する流出量までは、河川に放流し、それ以上のものは貯留施設で対応(図の①)

河川管理者は・・・

下水道施設として整備する貯留容量を超えて必要となる貯留施設を整備(図の②)

都市浸水防止の目標となる降雨によるピーク流出量を超える部分は、流域での貯留浸透対策にて治水安全度の向上を図ることとします。(図の③)



第4節 計画対象期間

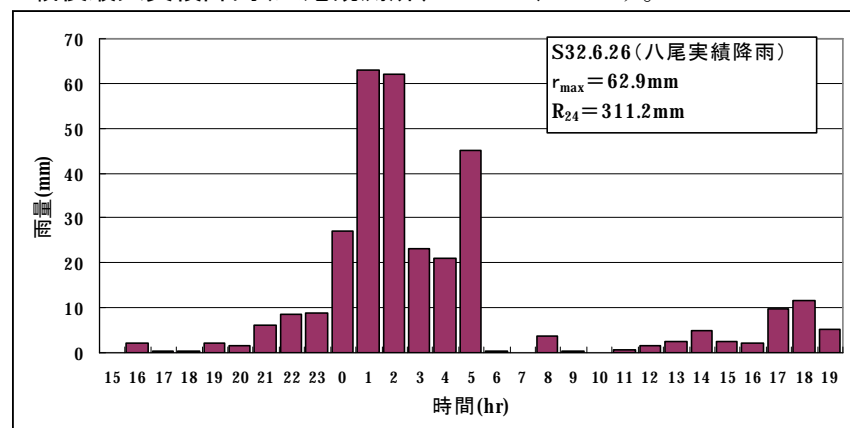
流域水害対策計画の計画対象期間を、**概ね30年から60年に変更します。**

大阪府において「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月)に基づき検討した結果、当面の治水目標として、概ね10年に1度の降雨での床下浸水を防ぎ、かつ概ね30年に一度の降雨での床上浸水を防ぐことを目標としたことによりです。

第2章 都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

第1節 都市洪水防止の目標とする降雨

戦後最大実績降雨(八尾観測所、S32.6.26)とします。



都市洪水:
特定都市河川流域において、洪水(破堤、溢水)による浸水(いわゆる外水はん濫の状態をいいます。)

都市浸水:
一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水(いわゆる下水道その他の排水施設による溢水又は湛水等の内水はん濫の状態をいいます。)

第2節 都市浸水防止の目標とする降雨

概ね10年に一回程度の雨を対象とした各下水道管理者の下水道計画降雨(全体計画)を目標降雨とします。

第3章 特定都市河川の整備

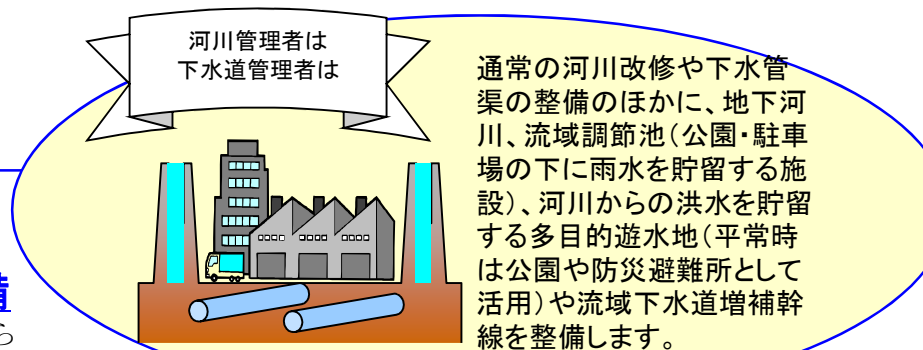
- 都市洪水処理については、外水域からの流出量を安全に流下させるとともに、内水域からのポンプ排水分についても安全に処理することができるよう、河道整備、分水路、遊水地、地下河川の整備を行います。

第4章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

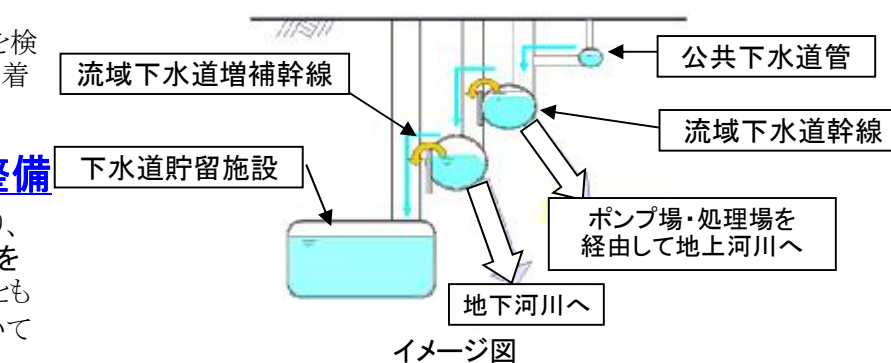
- 京橋口換算流量2,150m³/sから2,400m³/s(基本高水流量)の間の洪水を処理するため貯留施設として流域調節池を整備します。
- 施設整備にあたっては、治水効果等を検証しつつ、優先度の高いものから順次着手します。

第5章 特定都市下水道の整備

- 内水排除ポンプまたは自然流下により、約1,300m³/sの雨水を河道(地下河川を含む)へ放流する施設を整備するとともに、それを超える雨水の流出量については下水道貯留施設を整備します。



通常の河川改修や下水道管渠の整備のほかに、地下河川、流域調節池(公園・駐車場の下に雨水を貯留する施設)、河川からの洪水を貯留する多目的遊水地(平常時は公園や防災避難所として活用)や流域下水道増補幹線を整備します。

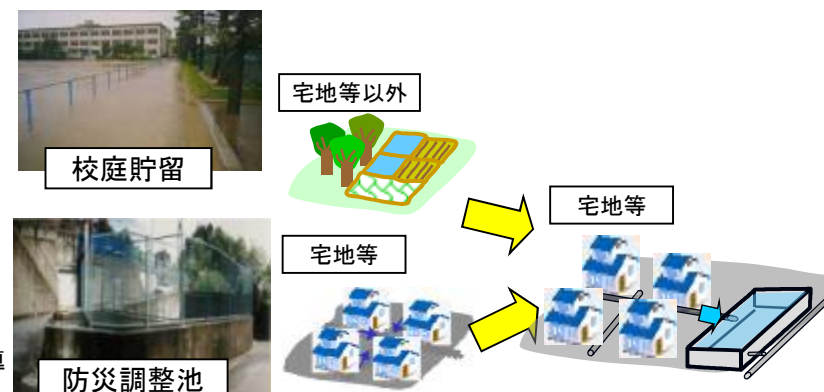


みなさんには河川・下水道管理者以外は

第6章 河川管理者および下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- 小、中学校での校庭貯留については、関係部局と協議し計画的な整備に努めます。
- 都市計画道路、都市公園、公営住宅の整備に際しては、歩道部の透水性舗装や広場部でのオンサイト貯留、緑地の確保などを進めます。
- 特定都市河川浸水被害対策法では、規制の対象とならない小規模開発や再開発等に対しても、大阪府及び流域市の条例や要綱等に基づき、可能な範囲で各戸貯留や貯留浸透などの雨水の流出抑制施設の設置を指導します。

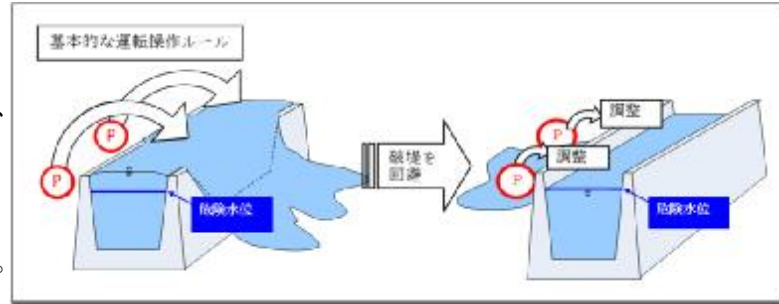
従来、水田やため池等が果たしていた保水・遊水機能を人工的に都市の中に取り戻すため、民間の開発などに際して雨水貯留浸透施設の設置にご協力いただきます。



第7章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

第1節 基本的な運転操作のルール

- 現在の整備水準を超える規模の降雨が発生し、破堤が生じる恐れのある河川水位に達した場合、効果的に都市洪水を軽減するため、その水位を下げる効果のあるポンプ施設について運転調整を行うことにより、破堤を回避します。
- ただし、ポンプ運転調整を行うことにより、都市浸水の範囲や浸水深が大きくなる場合があります。



第2節 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱(変更追加)

- ポンプ運転調整を実施する者.....下水道管理者
- 基準地点とポンプ運転調整水位.....流域内にある水位観測所のうち必要と認められる箇所を基準地点とし、破堤の危険のある水位に達した時点で運転調整を開始、破堤の危険のある水位を20cm下回った時点で運転調整を解除します。
- 対象下水道ポンプ場.....流域内の下水道ポンプ場のうち放流を調整した場合に河川水位に一定の影響を与える施設で、ポンプ運転調整を実施する単位を河川毎に設定します。
- ポンプ運転調整による制限放流量.....下水道ポンプ場の雨水放流量の原則50%に制限します。

第8章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

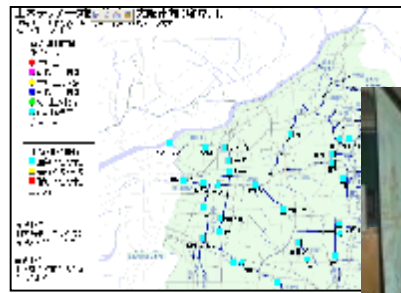
第1節 防災情報の事前周知

- 浸水実績図、浸水想定区域図、洪水ハザードマップと内水ハザードマップ、河川の改修状況、下水道の整備状況、洪水リスク表示図をホームページ等を活用して公表します。



第2節 府民への広報や防災教育等

- 広報: 水位・雨量のリアルタイム情報、浸水被害箇所・浸水深等の情報を提供します。
- 防災教育: 小学校や流域住民を対象とした防災出前講座、災害の語り部の人材登録・派遣講師等の仕組みを検討します。
- 避難訓練: 洪水ハザードマップを活用した避難訓練や情報伝達訓練を実施します。



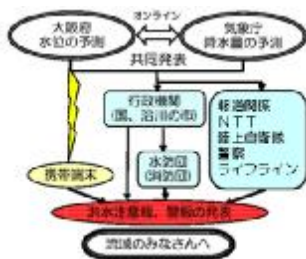
ホームページによる情報提供



出前講座

第3節 洪水時及び発災時の情報伝達

- 流域内住民・関係部局に対しては、寝屋川ほか6河川について水防警報の発令、洪水予報指定河川の洪水予報を行います。
- 流域外からの滞在者等に対しては、メディア等を活用した洪水情報や安全な避難経路・避難場所等の情報を提供します。



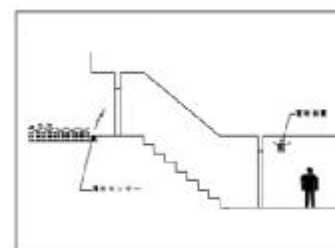
洪水注意報・警報の流れ



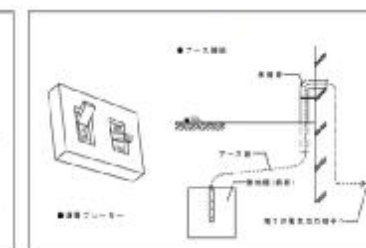
大阪府洪水予報情報

第4節 地下空間における対策

- 不特定又は多数が利用する地下空間の所有者・管理者に対しては、浸水にかかる避難計画作成の指導や、浸水センサーの設置等の協力を要請します。
- 特定少数が利用する地下空間の所有者・管理者に対しては、安全に避難できるよう様々な機会を通じて啓発に努めます。



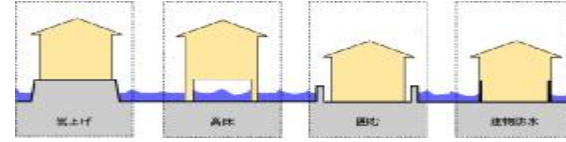
浸水センサー



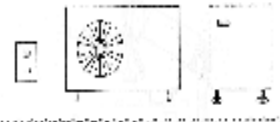
漏電防止措置

第5節 建築物の耐水化

- 流域住民や住宅メーカー等に対して、パンフレットやチラシ等による啓発に努めます。
- オフィスビルやマンションの所有者や事業者に対して、建築を検討している土地等の浸水危険度を確認し、電気・空調設備の高所配置など、浸水対策を検討するよう啓発に努めます。
- 戸建て住宅の建築主や事業者に対して、水害のリスクがある土地では、建物の耐水化など水害への備えや新たな開発を控えてもらうよう啓発に努めます。



建物の耐水化のイメージ図



電気・空調の高所設置

第7節 円滑かつ迅速な避難の確保

- 避難行動要支援者が利用する施設や洪水予報の伝達方法等を地域防災計画に定めるとともに、情報の周知は避難行動要支援者に対しても理解しやすい内容となるよう工夫します。
- 地域防災計画や洪水ハザードマップで指定する避難所を総点検し、安全性を確保します。
- 避難行動要支援者に対して、最小限の移動による避難など、安全な避難場所・経路の確保に努めます。
- 洪水リスク表示図などを活用して、住民自らの避難訓練の実施などを促し、地域防災力の向上の支援に努めます。

第6節 水防体制

- 洪水等による水災の警戒、防御及び洪水等による被害軽減を図るため、水防活動を実施します。
- ・大阪府: 水防活動の指導と水防能力の確保
- ・流域市及び水防事務組合の管理者: 水防警報発令時、水位が警戒水位に達したときに水防活動を実施
- ・流域住民: 要請に従い、水防活動の従事や避難行動
- 水防団員の減少・高齢化を踏まえ、自主防災組織などとの連携により、適切に水防活動ができるよう努めます。



第8節 広域的な支援体制

- 大阪府は、大規模水害の発生などにより、必要と認められる場合には、近畿地方整備局及び近隣各府県で締結した「災害時の応援に関する申し合わせ」等に基づき、被害情報の収集・伝達、災害応急復旧、二次災害の防止等に係る業務の応援を要請します。
- 近隣の流域市の水防団等が支援する体制の構築、水防資器材の広域的調達が可能となるよう広域支援体制の確立に向けて検討します。
- 広域的な視点から避難経路や避難場所等を見直し、広域避難体制の確立に向けて検討します。

第9章 その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置

第1節 流域水害対策計画の推進

- 本計画に基づく河川事業及び下水道事業を推進させるため、国・府・流域市で構成する寝屋川流域協議会等を活用して調整を行います。

第2節 流域水害対策計画等の住民への周知

- ホームページや出前講座・施設見学会等を通じ、流域住民への広報に努めます。

第3節 農地の適正な保全

- 貯留機能や流出抑制効果の見込める農地については、関係機関との調整により、農業振興地域(農用地区域)や生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

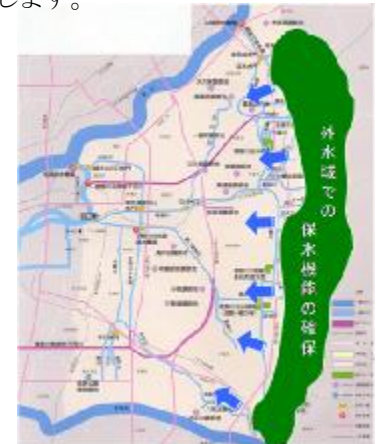
第4節 生駒山系の保水機能の確保

- 外水域での保水機能の確保に向け、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進します。



農用地区域

グリーンベルト整備の機能と効果



問合せ先

大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課 改良グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話: 06-6941-0351(代) (内2938) 06-6944-9299(直)
FAX: 06-6949-3129
E-mail: kasen-g24@sbox.pref.osaka.lg.jp